

学生及び保護者の皆様へ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) (周知)

標記について、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)が支給されます。高校生分の子育て給付金を受給するには、申請が必要な場合がありますので、希望する場合は、各市区町村の該当ページをご覧ください、申請書に振込先口座等を記入して必要書類とともにお住まいの市区町村の窓口に直接、または郵送でご提出ください。

【支給対象】

令和3年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童(令和4年2月末までに生まれた新生児等を含む)を養育する父母等であり、かつ、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税又は令和3年1月1日以降家計が急変し令和3年度分の市町村民税均等割が非課税相当となった方が対象です。

【参考】

[厚生労働省チラシ\(子育て世帯生活支援特別給付金のご案内\)](#)

[就学支援金、奨学のための給付金\(本科1～3年生\)](#)

【担当】

新居浜工業高等専門学校
学生課学生・図書係 畝(うね)
TEL 0897-37-7814